

普段の生活の中に潜む、消費者トラブルのあれこれ…。  
後悔しないよう、しっかり学んで「消費者力」をアップしよう!!



目指せ! 消費者力アップ

# 消費者トラブル 回避術



マルチ商法

卷ノ巻

「簡単にもうかる」と勧誘してくる  
悪質なマルチ商法にご用心!

友人や知人から声を掛けられる、「良いアルバイトがある」「簡単に月〇〇〇万円もうかる」といった誘い。話を聞くと、化粧品や健康食品などの購入や入会を迫られ「会員を増やせばマジンが入る」とさらに次の人の勧説を促す。これが「マルチ商法」。特に20歳代の若者や主婦の間で増えている消費者トラブルだ。実際に会員を増やすことは容易ではなく、購入した商品も思ったほど売れないこ

とが多い。そのため職場や友人関係などの縁故をたよつて勧説せざるを得ないことも多く、人間関係を損なうこともある。商品購入に消費者金融の利用を勧める場合もあり、借金だけが増えいくことにもなりかねない。大学のキャンパス内での勧説や、同窓生などから「久しぶりに会わないか」という誘いの他、最近では、SNSを通じて知り合った人から勧説されるケースもあり、注意が必要だ。

**勇気を持ってきっぱりと断る!**



## 県内の消費生活相談窓口に寄せられた 「マルチ商法」に関する相談事例

相談者／女性

相談内容／友人に誘われ「簡単にもうかる」という話を聞きに行った。そこで男性から「1週間に300万円もうかる仕事がある」等と言われ、少しでも収入が増えれば嬉しいと答えると、入会して毎月化粧品を買いつ月に2人知人を紹介すれば、収入になると勧説された。入会金1万8千円を支払って、化粧クリームと石鹼の合計1万4千円を毎月買うことになった。使用してみたが1万円以上する化粧品とは思えない。また冷静に考えると、月に2人の知人を紹介する自信がない。どうしたらしいだろうか?



広島県の相談窓口／広島県生活センター

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

消費生活相談 ☎ 082-223-6111…商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

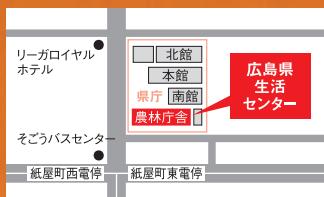
県民相談 ☎ 082-223-8811…相続・遺言・結婚・離婚・交通事故・多重債務問題など

受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）9時～16時（12時～13時は休み）

消費者啓発動画配信中！ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videopaneru/>

消費者ホットライン 守ろうよ みんなを! 消費者ホットラインの概要については消費者庁のホームページをご覧下さい。

☎ 0570-064-370 <http://www.caa.go.jp/region/pdf/120418hotline.pdf>



県、市町の  
相談窓口情報は  
携帯電話からも  
見られます！

